

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。
- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

[①②回答][企画政策課]

市民ニーズから目標を明確にした第6次総合計画に基づき、多くの市民が重要であると考えられる課題を解決するための施策の推進に努めています。

- ★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

[回答][納税課]

愛知県地方税滞納整理機構は、県と市町村の徴税吏員の集合体ですが、徴収事務は移管元である当市の徴税吏員が行っています。

また、滞納の解決にあたっては、納税者から滞納原因や現在の生活状況を聴取し、分割納付など納税しやすい方法を相談しています。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。**1. 生活保護について**

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

[回答][生活福祉課]

法に基づいて適正に事務処理を行っています。

- ②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

[回答][生活福祉課]

申請権については、法に基づいて適正に事務処理を行っています。仕事の確保及び「しおり」への記載については、予定はありません。

- ★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

[回答][生活福祉課]

保護費の引き下げ後も生存権は守られているため、特別な措置を講ずる予定はありません。

- ④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

[回答][生活福祉課]

平成 22 年度から常勤の面接相談員を 1 名、平成 24 年度より常勤の就労指導員を 1 名増員し 2 名とし、より充実した就労支援や生活指導を行っています。研修についても充実に努めています。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

[回答][生活福祉課]

予定はありません。

★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起らないよう措置を講じてください。

[回答][財政課]

個人住民税の非課税範囲などについて条例で定める金額は、政令で定める基準に従わなければならないとされていますので、国による基準見直しの改正が行われれば、それに連動する条例等の改正は行うこととなります。また、現在のところ、国の保護基準の引き下げを緩和する様な、独自の措置を行う予定はありません。

2. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

[回答][高年福祉課]

平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間を計画期間とした第 5 期高齢者福祉計画を策定し、保険料の基準額を 61,500 円としました。所得段階については、第 4 期で特例や市独自の減免制度を含めて 10 段階だったものを第 5 期では 12 段階とし、第 4 期では最高の所得段階は 200 万円以上でしたが、第 5 期では 500 万円以上の所得段階を新たに設けました。また、第 3 段階の細分化を実施することが制度上可能となりましたので、「世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の方」について新たな負担軽減を図りました。

★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

[回答][高年福祉課]

介護保険料を算定する上での所得段階が第 1 段階(生活保護受給者を除く)及び第 3 段階(軽減特例該当者を除く)の方で、前年の合計所得金額が 33 万円以下の第 1 号被保険者については、保険料の 20%減免を実施し、低所得者への軽減措置をとっています。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

[回答][高年福祉課]

低所得者に対しては、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人の生計困難者利用者負担額の軽減措置、高額介護サービス費の支給制度があります。また、医療保険と介護保険における自己負担の合算額が負担限度額を超える場合に負担を軽減する高額医療・高額介護合算制度があります。

④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

[回答][高年福祉課]

当市は、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業の充実を図っており、「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施していません。

⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

[回答][高年福祉課]

第5期の介護保険事業計画において、特別養護老人ホーム(大小6施設)、グループホーム(3施設)、小規模多機能型居宅介護施設(2施設)を整備中です。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

[回答][高年福祉課]

国が示した地域包括ケアシステムの確立にあたり、地域包括ケア圏域については、「概ね30分以内に駆けつけられる圏域」を理想的な圏域として定義し、具体的には中学校区を目安としています。現在、当市では委託で6センター設置しており、概ね30分以内に駆けつけられる圏域です。職員数を国の基準の2倍である1センター6人で配置しています。第5期高齢者福祉計画に基づき、平成26年1月に宮西・貴船・大志連区を対象とした地域包括支援センターを新設する予定です。また、センターの適正な運営に見合う委託費を支払っています。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

[回答][高年福祉課]

介護・福祉労働者の研修については、スキルアップを図るため、市主催の現任介護職員研修を無料で年6回、ケアマネジャー研修を年4回、あわせて年10回開催しています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

★ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

[回答][高年福祉課]

ひとり暮らしの方や病弱な高齢者世帯を対象に、病気や緊急時の迅速な対応を行うための緊急連絡通報システム事業や、高齢者の栄養補給や安否確認を行う配食サービス事業を実施しています。また、自分で家事等を行うことが困難な方に対して、軽易な生活支援サービスを行う軽度生活援助事業(ホームヘルパー派遣)を実施しています。

★イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

[回答][福祉課]

事前に登録いただいた障害者団体などが視察やスポーツ大会の参加などに利用できるよう福祉バス(定員35人、片道100km(高速道路利用時は120km)、日帰り)を無料で運行しています。

また、90歳以上の高齢者、身体障害者手帳3級以上、療育手帳B以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上等の方が、一宮市と契約するタクシー会社等のタクシーやリフト付福祉タクシーを利用した場合に基本料金を原則年間30回まで料金利用助成券により支給しています。

[回答][高年福祉課]

介護予防施策事業において、栄養改善事業・運動器の機能向上事業・口腔機能の向上

事業・認知症予防事業・うつ閉じこもり予防事業の各教室への参加者の送迎をマイクロバスやタクシーにより実施しています。

[回答][地域ふれあい課]

一宮市公共交通計画に沿って市内バス路線の利便性向上に取り組んでいます。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

[回答][高年福祉課]

地域包括ケアの推進にあたっては、高齢者の集まりの場として、「一宮市ふれあいクラブ活動支援事業」で助成し、介護予防を図っています。(平成 24 年度は7クラブ)

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

[回答][建築住宅課]

一宮市営住宅は、市内 36 か所に点在しています。既設住宅の一部住戸についてバリアフリー化の改修を行い、また、建替え住宅については、バリアフリー仕様としています。

現在ある市営住宅のうち 3 住宅(松降(3 戸)・毛受(2 戸)・時之島(4 戸))については、9 戸を車椅子対応住宅として改修及び新設により整備し、入居いただいています。

福祉減免、所得による減免等家賃に関する制度、階段の昇降等日常生活に支障をきたす場合の住宅変更制度がありますので、条件が合えばこれらの制度を利用いただくことができます。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

[回答][高年福祉課]

配食サービスについては、平成 17 年度から昼食を毎日実施しています。料金は、平成 24 年度と同額です。(個人負担額 1 食当たり 250 円)

また、栄養改善や閉じこもりを予防するために「高齢者のための簡単料理教室」や「元氣はればれ教室」を開催しています。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

[回答][高年福祉課]

住宅改修費と福祉用具購入費については、受領委任払いを実施しています。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

[回答][市民税課]

12 月 31 日現在で要介護 1 から要介護 5 の要介護認定を受けている方は、高年福祉課から発行される「障害者控除対象者認定書」により、翌年度の障害者控除の対象となります。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

[回答][高年福祉課]

12 月 31 日現在で要介護 1 から要介護 5 の要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」発行の対象としており、「障害者控除対象者認定書」を翌年 1 月に個別に送付しています。

3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

[回答][保険年金課]

福祉医療制度につきましては現在の制度を維持していきます。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

[回答][保険年金課]

平成21年4月から小学生の通院医療費助成を実施するにあたり、いろいろな面から検討しました。その結果、今後社会情勢が変わってもこの制度を持続できること、限られた財源でできるだけ多くの方に助成したい、こういった考えから受給者の方にも一定のご負担をいただく助成内容とした経緯があります。今後も受給者の方にもご協力いただきながら維持していきたいと考えています。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

[回答][保険年金課]

平成22年10月から精神障害者保健福祉手帳1級及び2級所持者の医療費助成を実施しています。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

[回答][保険年金課]

後期高齢者医療制度は、老人保健制度時代から一部負担金については、引き継いでいます。また、後期高齢者福祉医療費制度の対象者につきましては、拡大する予定はありません。

4. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

[回答][保険年金課]

後期高齢者医療制度では、500円以上の支給が見込める場合に、対象者へはがきで勧奨しています。

国保も同様に、500円以上の支給が見込める場合に、はがきで勧奨しています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

[回答][保険年金課]

保険証の取り上げ・資格証明書の発行の運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な被保険者に限って適用するものです。短期保険証の発行も含め、愛知県広域連合の動向によりたいと思います。

5. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

[回答][健康づくり課]

妊婦健診については、妊娠届出以降14回の公費負担を行っています。

産婦健診については、生活保護や市民税非課税世帯の方へ助成制度を設けています。

- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

[回答][学校教育課]

就学援助制度の対象は、平成23年度までの認定要件に加えて、平成24年度から生活保護基準額による認定基準も設け、生活保護基準額の1.2倍以下の世帯までを対象としています。

申請は、木曽川庁舎の学校教育課と、児童生徒が通学している小中学校で受け付けています。申請手続きに民生委員の証明は必要ありません。

- ③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

[回答][学校給食課]

学校給食法第11条第1項及び第2項の規定により、学校給食に要する経費(食材費)は、学校教育法第16条に規定する、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担とすることとなっているため現行どおりです。

- ④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

[回答][保育課]

放射性物質の基準値を超える食品は市場に流通しないよう出荷制限がなされ安全性は保たれているという認識を持っています。また、給食で使用する食材は、地産地消を推進しており愛知県近郊又は愛知県近郊以西の産地の食材を購入するよう努めています。

[回答][学校給食課]

食品放射能検査機器を購入し、食材を検査しています。

- ⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

[回答][危機管理室]

女性や高齢者に配慮するため、避難所内の仕切り用資機材や更衣室などにも利用できるテントを備蓄するなど、プライバシーの確保に努めています。

- ⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのために必要な職員を増やしてください。

[回答][子育て支援課]

こども家庭相談員を平成25年度から1名増員し3名とし、児童虐待対策を強化しました。

6. 国保の改善について

- ★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

[回答][保険年金課]

国民健康保険制度は、高齢者や低所得者の加入率が高いなどの構造的な問題を抱えており、保険財政の格差を解消し、安定化を図るために広域化が必要であると考えています。

- ★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

[回答][保険年金課]

国民健康保険税は、国民健康保険事業を運営する上で重要な財源であり、法に従って適

切に賦課すべきものと考えます。減免については、高齢者、障害者、低所得者、子ども等に対し、市独自の減免を加えて幅広く実施しています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

[回答][保険年金課]

18歳未満の被保険者については、平成22年度から市独自の減免制度として、均等割の3割を減免しています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とにならないようにしてください。

[回答][保険年金課]

世帯の所得が一定以下のときは、加入者数によって平等割、均等割が減免となります。また、世帯の所得が200万円以下の場合、市独自の減免制度として加入者数にかかわらず平等割、均等割が減免となります。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

[回答][保険年金課]

平成22年度から国の制度である非自発的失業者に対する軽減制度が始まりました。この要件に該当しない方については、従来の減免制度により減免の判定を行います。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

[回答][保険年金課]

資格証明書や短期保険証の発行は、納税者(滞納者)と納税課職員との面談の機会を増やし、納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と考えています。ただし、70歳から74歳までの高齢受給者証対象者や福祉医療の給付対象者、高校生以下世代の子供のいる世帯などについては、資格証明書は発行していません。

また、高校生以下世代の子供がいる世帯の短期保険証については、留め置きのないよう配慮しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

[回答][保険年金課]

国民健康保険税の滞納者については、給付と負担の公平性の観点から、医療給付費の一部を本人の了解を得て税に充当しています。保険証の発行については、納税相談等により生活状況を把握した上で、法令等に基づいて行います。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

[回答][保険年金課]

分納誓約を誠実に履行している世帯については、短期保険証の更新は、原則として6か月後を有効期限とします。また、継続して履行している世帯は、一般の保険証を交付する方向で検討します。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

[回答][納税課]

納税相談による生活状況の聴き取りなどから、納税者の生活実態の把握に努めています。財産を所有しているにもかかわらず、納期限内に納税されない場合は、法令等に基づいて差押えを行っています。

[回答][保険年金課]

公的医療保険が無いという状態にならないよう、国保の資格得喪の届出について、市広報やホームページなどでPRをしています。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とされないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

[回答][保険年金課]

一部負担金の減免は、震災や風水害、火災などにより重大な被害に遭われた世帯や、失業などにより収入が著しく減少した世帯を対象に実施しています。一部負担金の減免は、ホームページや広報等で周知しています。

7. 障がい者・児施策の拡充について

- ①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

[回答][福祉課]

この要件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定められている事項であり、一宮市として変更することはできません。また、地域生活支援事業につきましても同様の取扱いとしています。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

[回答][福祉課]

ヘルパー利用などの訪問系サービスについては、特に上限時間を定めていません。移動支援については、余暇利用を主な支援とし月40時間としています。

- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

[回答][福祉課]

移動支援につきましては、通学などの毎日利用するような恒常的な利用は対象としていません。

- ★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるように介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

[回答][福祉課]

この要件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で定められている事項であり、一宮市として変更することはできません。

ただし、介護保険で対応できないサービスについては、利用状況などに基づき利用していただいています。

- ★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

[回答][高年福祉課]

住民税非課税世帯については、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人の生計困難者利用者負担額の軽減措置、高額介護サービス費の支給制度があります。

- ⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

[回答][危機管理室]

避難所として利用する施設では、住民が利用しやすいよう可能な限りバリアフリー化に努めています。

[回答][福祉課]

平成24年4月から民間の障害福祉施設や介護保険施設と協定を締結し、福祉避難所を開設できる体制を確立しました。高齢や障害などにより指定避難所での生活が困難な方が利用できるものです。

- ⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

[回答][福祉課]

災害時要援護者支援制度を開始した当初から、登録者の承認を得て、担当地域の町会長さんや民生委員さんに要援護者の名簿をお渡しし、情報を共有しています。

また、平成24年度から民生委員さんには、職務の性質上障害者などの情報をご要望によりお渡しし、地域の共助体制の整備などに活用していただいています。

さらに、災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿作成が義務化され、本人同意を得て関係機関と情報を共有できることになり、対象者等を含めて関係各課と検討していきます。

8. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

[回答][保険年金課]

特定健診は、各医療保険者が40歳から74歳までの加入者を対象に実施するものですが、一宮市国保の被保険者の場合は、年1回無料で受けることができます。また、対象者へは個別に通知しています。

[回答][健康づくり課]

がん検診については、受診に見合う負担とするため、基本的に自己負担金をいただいています。肺がん検診については、無料としています。

歯周疾患検診の自己負担金は無料です。40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢の方を対象としています。

個別通知については、特定健診受診券送付時にPRしています。

②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

[回答][健康づくり課]

18歳以上40歳未満の女性を対象に血液検査、尿検査、骨密度測定等を無料で実施しています。

9. 予防接種について

★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

[回答][健康づくり課]

水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種については、現在、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において効果や定期接種化などが検討されているので、その動向を見守りたいと思います。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

[回答][健康づくり課]

高齢者用肺炎球菌ワクチンは、任意の予防接種ですので、自己負担金をいただいています。なお、現在、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において効果や定期接種化などが検討されているので、その動向を見守りたいと思います。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

[回答][健康づくり課]

現在、妊娠を予定又は希望している女性及びその夫を対象に、風しん予防接種費用の一部助成として、1回につき5,000円の助成をしています。

なお、生活保護世帯の方は、全額助成しています。

[3]国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

[回答][議事調査課]

[3]1. 2. 3については、一宮市議会の陳情書の取扱い方法で対応します。

1. 国に対する意見書・要望書

①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。

②消費税増税を中止してください。

③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくらせてください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。

④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70～74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。

⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでくださ

- い。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
 - ⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。
 - ⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2)県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について
 - ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
 - イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。
- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

(3)医療提供体制の充実のために

- ①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。
- ②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。
- ③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。
- ④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。
- ⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を増額するように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

- ④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。
- ⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上